

介護支援センターほくと 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 北杜 が開設する介護支援センターほくと（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営む事ができるよう、利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、居宅サービス計画の作成を行う。

- 2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のない様公正中立に努める。
- 3 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者及び在宅介護支援センター、介護保険施設等との綿密な連帯を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

- (1) 名称 介護支援センターほくと
- (2) 所在地 秋田市中通4丁目3-23

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は介護支援専門員とし、事業所の管理を行う。居宅サービス計画の作成を事業所管理業務と兼務して行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、土、日曜日は緊急対応のみ行う事とする

但し、12月31日から1月3日までの年末年始を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認し、要介護認定の申請及び更新の申請が必要な場合には、利用者の意向を踏まえて速やかに必要な援助を行う。
- (2) 居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域の指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供し、利用者がサービスを選択出来るよう支援する。
- (3) 居宅サービス計画の作成に当たっては利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、利用者についてその有する能力、既に提供を受けている居宅サービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- (4) 利用者及びその家族の希望並びに上記の解決すべき課題に基づき当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議の開催や照会等により担当者の専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 利用者またはその家族に対して居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について保険給付の対象になるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料等についての説明を行い、文書による同意を得て交付する。
- (6) 居宅サービス計画の作成後においても利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (7) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (8) 介護保険施設などから退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画

書の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、無料とする

- 2 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった時は、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については利用者の同意を得てから1kmにつき17円の支払いを利用者から受ける事ができる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、秋田市全域とする。

(苦情処理)

第9条 事業所は提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ、適切に対応するための相談窓口の設置のほか、必要な処置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第11条 職員の資質向上の為に、採用時及び定期的研修を確保する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、業務の効率化及びサービス品質の向上を目的として、別途定めるAI活用ガイドラインに基づき、適切な安全管理措置を講じた上で、利用者の個人情報生成AIツールで取り扱うことがある。この場合においても、本条に定める秘密保持義務を遵守する。
- 4 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにそのサービスを完結した日から5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 北杜と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 事業所において従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（利用者等からのハラスメントへの対応）

第13条 事業者は、従業員の人権を保護し、安全な職場環境を確保するため、利用者又はその家族等による以下のハラスメント行為に対し、断固とした姿勢で対応する。

- (1) 身体的な攻撃、暴力、威圧的な言動、脅迫
- (2) 人格を否定する、または尊厳を傷つけるような暴言（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントに該当する言動を含む）
- (3) 従業員や他の利用者の同意のない写真撮影・録画・録音、プライベート情報の詮索、中傷、SNS等インターネット上での誹謗中傷
- (4) 長時間にわたり居座る、電話を切らせないなどの拘束や正当な理由なく提供するサービスの範囲を超える内容を要求すること（同一内容の繰り返し、執拗な電話等）
- (5) 合理性のない謝罪・賠償の要求
- (6) 勤務時間外の業務に関する連絡や面会の強要
- (7) 従業員と利用者の個人的な連絡先（電話番号、メールアドレス、SNS アカウント等）の交換をすることは禁止しているところ、従業員に対し、連絡先を教えることを強要すること。

(8) その他施設の健全な運営を妨げ、従業員の安全な職場環境を脅かす一切の行為

2 事業者は、ハラスメントの防止及び対応のため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) ハラスメントに関する相談窓口を設置し、従業員に周知する。
- (2) ハラスメントが発生した場合は、その事実関係を迅速かつ正確に調査し、解決に向けた措置を講じる。状況によっては、サービスの一時停止や警察への通報、契約解除等の対応をとることがある。
- (3) 従業員に対し、ハラスメント防止のための研修を定期的実施する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。